

三重県林業研究所共同研究実施要領

(目的)

第1条

三重県林業研究所（以下研究所と記載）と他機関等とがそれぞれ保有する人材、設備、資金、技術等を有効に活用し、研究分野の拡大、研究レベルの向上、研究期間の短縮、研究効率の向上又は研究成果の実用化等を目的に、技術課題を分担して、共同で解決するために研究を行う。

(用語の定義)

第2条

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 共同研究者

研究所と共同研究を実施する法人、団体、大学等教育機関又は個人

二 技術知識

知見、データ、ノウハウ、図面、計画等の研究所と共同研究者との間で共有した全ての技術的情報のうち、共同研究開始前の協議により開示されたもの及び共同研究により創出されたもの（ただし、開示を受けた時点ですでに公知であったもの又は既に自己が保有していたことを証明できる情報を除く。）

(共同研究の区分)

第3条

本要領で規定する共同研究は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 研究所が行う研究開発を効果的、効率的に進めることを目的に、実施する共同研究（研究促進型）

二 研究所が有する研究成果・技術等を活用・発展させることを目的に、実施する共同研究（シーズ活用型）

三 共同研究者の技術課題の解決等を目的に、研究所が保有する研究成果、知見及び設備等を活用して実施する共同研究（ニーズ対応型）

2 前項第一号に区分される共同研究の共同研究者は、事業者等とし県内外を問わないものとする。

3 第1項第二号および第三号に区分される共同研究の共同研究者は、原則として県内事業者等とする。ただし、研究所の研究成果の技術移転を目的とした共同研究、及び実施する共同研究の成果により三重県に利益があると見込まれる共同研究については、この限りではない。

4 共同研究では、共同で製品又は商品の研究開発を実施するものとし、既に製品又は商品となっているものの性能又は効能の評価を目的とするものは対象としない。

(募集)

第4条

前条第1項第一号、第二号及び第三号に区分される共同研究を実施しようとするときは、研究所長が公募要領を作成し、共同研究者を公募するものとする。ただし、大学等高等教育機関、独立行政法人等の公的試験研究機関が共同研究者となる場合は、この限

りではない。

- 2 公募要領において、別表第1に掲げる項目を定める。ただし、別表第1第四号、第九号及び第十三号は、必要に応じて定める。
- 3 別表第1第八号に掲げる審査基準は、別表第2に掲げる審査基準のうちから、必要に応じて定める。
- 4 研究所長は、募集締切日の前日から起算して10日前までに公募要領を公表しなければならない。

(研究費の負担区分)

第5条

研究所長は、共同研究者に対して、研究所が実施する研究に要する費用について、別表第3のとおり負担させるものとする。

- 2 共同研究者は、自らが実施する研究に要する費用について、原則として自ら負担するものとする。

(申請)

第6条

共同研究に応募しようとする者（以下「申請者」という。）は、公募要領に従って共同研究申請書（様式第1号）を作成し、期日までに研究所長に提出しなければならない。

(審査)

第7条

研究所長は、申請者に対してヒアリング等により共同研究申請書の内容を確認する事前調査を実施し、共同研究調書（様式第2、3号）を作成するものとする。

- 2 申請者は、事前調査に協力しなければならない。
- 3 研究所長は、研究所において共同研究審査委員会を設置し、共同研究申請書に共同研究調書等を添付して、共同研究審査委員会の議案として提出しなければならない。
- 4 共同研究審査委員会は、共同研究申請書及び共同研究調書等を基に、公募要領に定める審査基準により審査し、共同研究者を選定するものとする。この場合において、共同研究審査委員会は、共同研究契約の締結に当たり、共同研究者に対し条件を付すことができる。
- 5 共同研究審査委員会の審査員は、研究所長が指名するものとする。

(研究期間が複数年度にわたる共同研究の取扱)

第8条

共同研究審査委員会は、研究期間が複数年度にまたがることが明らかな場合、又は国若しくは県他部局等の事業で別に審査がある場合は、複数年度にわたる研究期間全体を通じて研究内容を審査し、共同研究者を選定することができる。ただし、第10条に定める共同研究契約は、各年度において、前年度の共同研究実績等を共同研究審査会が審査し締結するものとする。

(実施通知)

第9条

研究所長は、共同研究審査委員会の結果について、共同研究者に選定された申請者に対して共同研究実施通知書（様式第4号）により通知し、共同研究者に選定されなかつ

た申請者に対して共同研究不採択通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（契約）

第10条

研究所長及び共同研究者は、共同研究を開始するに当たり、共同研究契約書（様式第6号）を標準として、共同研究契約を締結する。

（契約の変更）

第11条

研究所長及び共同研究者は、共同研究契約書の内容に変更が生じた場合は、速やかに共同研究変更契約書（様式第7号）により、共同研究変更契約を締結するものとする。

（共同研究の実施）

第12条

研究所長及び共同研究者は、共同研究の実施に当たって、研究の進捗状況を定期的に協議する等、相互に連携を図りながら共同研究を実施するものとする。

（記録の保存）

第13条

大学等高等教育機関又は公的研究機関以外の共同研究者と実施する共同研究を担当する研究所の職員は、技術知識を記録しなければならない。

（秘密の保持）

第14条

研究所長及び共同研究者は、共同研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受けた情報、又は相手方より知り得た技術上若しくは営業上の情報について、相手方の書面による事前の同意なしに、共同研究契約書別表第2に定める共同研究担当者以外に開示又は漏洩してはならない。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 相手方から知得した時点で既に公知となっている情報、又は相手方から知得した後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
- 二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- 三 相手方から知得した時点で既に保有していた情報であるもの
- 四 相手方から知得した情報によらないで独自に開発したことが書面により立証できる情報であるもの
- 五 法令又は裁判所の命令により開示を義務づけられている情報であるもの
- 六 第4条に定める公募要領において公表するとした情報であるもの

（研究成果の公開、報告書及び情報公開）

第15条

研究所長は、共同研究の成果について、原則として公開するものとする。ただし、公にすることにより、共同研究者の競争上の地位その他正当な利益を損なうと認められるものは、共同研究者と協議の上、公開を控えることができる。

2 研究所長及び共同研究者は、各年度末までに共同研究報告書（様式第8号）をそれぞれ取りまとめ相互に報告するものとする。この場合において、研究所長及び共同研究者は、共同研究報告書を公開することができる。

3 共同研究報告書以外の文書等の公開は、前条の規定にかかわらず三重県情報公開条例（平成11年三重県条例42号）によるものとする

（権利の帰属及び出願等）

第16条

研究所及び共同研究者は、共同研究の実施に伴い発明が生じた場合には、速やかに相互に通知しなければならない。

2 研究所又は共同研究者は、共同研究に関連して単独で発明が生じた場合は、あらかじめ相手方の同意を得て、単独で特許の出願ができる。

3 研究所及び共同研究者は、共同して発明を行い出願しようとするときは、当該特許に係る研究所及び共同研究者の持分を協議して定めた上で、共同出願契約書（様式第9号）により共同して出願（以下「共同出願」という。）を行うものとする。なお、研究所は、当該発明に係る特許を受ける権利を共同研究者から承継した場合は、単独で出願することができる。

（特許の実施及び費用負担）

第17条

研究所及び共同研究者は、前条第3項により共同出願するときは、当該特許の実施について協議のうえ、共同出願した日から5年間を限度とする期間を定めて、次の一つを選択する。

一 共同研究者以外の者への実施権の付与の禁止

二 共同研究者以外の者への実施権の付与の保留

三 共同研究者以外の者への実施権の付与の同意

2 共同研究者は、前項第一号を選択したときは、出願に係る費用及び前項で定めた期間に係る特許料等（以下「出願等費用」という。）を全額負担する。

3 共同研究者は、第1項第二号を選択したときは、出願等費用を全額負担する。この場合において、共同研究者以外の者への実施権の付与の可否については、研究所と共同研究者が協議のうえ決定する。

4 研究所及び共同研究者は、共同研究者が第1項第三号を選択したときは、前条第3項で定める持分に応じて出願等費用を負担する。

5 共同研究者は、共同出願した発明に係る共有の特許を受ける権利又は特許権（以下「共有特許権」という。）を実施するときは、研究所と別に定める実施契約書を締結するとともに、前条第3項で定める持分に応じて研究所に対し実施料を支払わなければならない。

6 研究所及び共同研究者は、共同研究者が第1項第一号を選択した場合を除き、実施料等について事前に協議のうえ、共有特許権を共同研究者以外の者に実施させることができる。この場合の実施料は、前条第3項で定める持分に応じて、研究所及び共同研究者に配分するものとする

（産業廃棄物に係る共同研究の取扱）

第18条

産業廃棄物に関連する共同研究においては、他の条項に加えて、次の各号を適用するものとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第5号に

規定される特別管理産業廃棄物を直接の原料とした製品化に関する研究は、共同研究の対象としないものとする。

二 産業廃棄物を原料に含む研究所以外の者が開発した商品について、新たな用途を開発することを目的とする研究は、共同研究の対象としないものとする。

三 研究所又は共同研究者が所有又は管理しない土地等を使用して行う研究は実施しないものとする。ただし、食品由来廃棄物等で安全性に合理的理由のある場合を除く。

四 共同研究者は、共同研究申請書提出時に、研究対象とする産業廃棄物に関する成分、溶出試験結果及び製造方法等を添付するものとする。

五 研究所長は、事前調査において必要がある場合は、他研究所又は他機関の専門家の意見を聴取するものとする。

六 研究所が研究対象とする産業廃棄物に関する成分等の提出を条件として採択した場合において、共同研究者は、環境計量証明事業登録機関による分析結果を提出しなければならない。

七 共同研究実施期間中において、研究対象とする産業廃棄物に関する成分及び製造方法等の情報について、研究所長が共同研究者に求めた場合は、共同研究者は、これらに関する情報を提出しなければならない。この場合において、必要となる費用は共同研究者の負担とする。

八 研究所及び共同研究者は、共同研究において生じた成果物又は生産物を商品として流通させないものとする。ただし、食品由来廃棄物等で安全性に合理的理由のある場合を除く。

(適用の特例)

第19条

研究所長は、共同研究者が高等教育機関、国公立試験研究機関若しくは独立行政法人等で共同研究者の共同研究に関する定めを優先する場合、国若しくは県他部局等の事業で要領等に定めがある場合、又はその他特別の事情があると認められる場合は、この要領の規定にかかわらず、相手方の共同研究に関する定め全部又は一部を適用することができる。この場合において、研究所長は、共同研究要領等適用除外説明書（以下「説明書」という。）（様式第10号）を作成し、共同研究審査委員会に諮り、共同研究審査委員会では、説明書を基に審査し適用の特例について判断するものとする。

(準用)

第20条

第15条から第17条の規定は、実用新案権を受ける権利及び実用新案権、意匠登録を受ける権利及び意匠権、育成者権を受ける権利及び育成者権について準用する。

(雑則)

第21条

研究所長は、研究費の負担区分及び審査その他必要な事項については、この要領の規定にかかわらず、その特例を定めることができる。

附則 この要領は、平成25年7月18日から適用する。

附則 この要領は、令和元年5月7日から適用する。

附則 この要領は、令和2年11月13日から適用する。

別表第1（第4条第2項関係）

一	研究計画の概要、あるいは事業の目的等
二	研究予定期間
三	応募資格
四	共同研究者に求める研究能力
五	共同研究に要する費用の負担
六	知的財産の出願及び実施に関する取扱
七	研究成果の公表に関する取扱
八	審査の方法、審査基準、及び審査結果の公表
九	共同研究を担当する課・室名、住所及び連絡先
十	申請期間及び申請先
十一	応募方法及び共同研究申請書等
十二	法の遵守に関する喚起
十三	その他必要な事項

別表第2（第4条第3項関係）

一	研究所の研究能力（人的・設備的能力等）との整合性
二	共同研究申請内容の技術的妥当性と見込まれる効果
三	研究所として取り組む必要性、緊急性
四	共同研究者の研究開発能力
五	共同研究の対象とする材料等に関する法的規制及び安全性
六	共同研究者の県内における事業化計画
七	研究所の研究費用及び出願等費用に関する共同研究者の負担意思
八	その他必要な事項

別表第3（第5条関係）

共同研究の区分（第3条第1項）	共同研究者の研究費負担割合
一 研究所が行う研究開発を効果的、効率的に進めることを目的に、実施する共同研究（研究促進型）	原則として、自らが実施する研究に関する費用を負担する。
二 研究所が有する研究成果・技術等を活用・発展させることを目的に、実施する共同研究（シーズ活用型）	自らが実施する研究に関する費用のほか、研究所が実施する研究に関する費用の全額を負担する。このとき原則として研究費の30%は間接経費とする。
三 共同研究者の技術課題の解決等を目的に、研究所が保有する研究成果、知見及び設備等を活用して実施する共同研究（ニーズ対応型）	自らが実施する研究に関する費用のほか、研究所が実施する研究に関する費用の全額を負担する。このとき原則として研究費の30%は間接経費とする。

(様式第1号)

三重県林業研究所共同研究申請書

令和 年 月 日

三重県林業研究所長 あて

所在地
事業所名
代表者名

下記のとおり共同研究を行いたいので申請します。

記

1 共同研究の区分 (※該当するものにチェックしてください。)

研究促進型 シーズ活用型 ニーズ対応型

研究分野番号 (別表1から選択)

() ・ () ・ ()

2 研究課題名

3 研究開発の内容

4 三重県林業研究所と共同研究を必要とする理由

5 三重県林業研究所に希望する研究内容、及び自社で実施する研究内容

① 三重県林業研究所が実施する研究内容

② 自社で実施する研究内容

6 共同研究成果の活用（事業化等）計画・見込み

7 自社における共同研究の実施場所名及び住所

8 研究希望期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

9 共同研究参加予定者の所属職氏名（※参加予定者を全て記入してください。）

10 三重県林業研究所が実施する研究に要する費用に対する負担金額

令和 年度 負担予定（負担可能）金額：_____万円

11 共同研究に関して三重県林業研究所に提供する研究用材料等

研究用資材等の名称	性状	成分データ等の有無	産業廃棄物に該当する場合の区分
		有 無	特管 特管以外 非該当
		有 無	特管 特管以外 非該当
		有 無	特管 特管以外 非該当

※成分データや製造工程等の資料がある場合は、本申請書に添付してください。

12 連絡先

住所 〒

担当者 職氏名

電話：

F A X：

Email：

※必要に応じてページ数を増やしてください。

(様式第3号)

共同研究調書 (その2)

*共同研究調書 (その1) において、「共同研究の実施に向けて調整」と合意した後、作成してください。

事前調査担当者：林業研究所 研究課

(1) 共同研究課題名	() 申請書から変更なし () 申請書から変更あり
(2) 研究内容 (全体計画) ・共同研究期間	共同研究期間：令和 年 月～令和 年 月
(3) 申請者の研究内容	
(4) 研究所の研究内容	
(5) 共同研究により見込まれる効果	
(6) 申請者の事業化に向けた計画・見込み	
(7) 共同研究実施上の想定されるリスク、提供を受ける資材等の安全性等	
(8) 経費の負担・人員等	申請者：担当する研究に要する費用 千円 研究所の研究費用負担額 千円 本共同研究に参画する人数 人 研究所に持ち込む設備等 研究所：担当する研究に要する費用 千円 本共同研究に参画する人数 人
(9) 採択において必要とする条件の案	
(10) その他	

※本様式は必要に応じて枠を広げてください。また、参考資料を添付してください。

(様式第4号)

第 号
令和 年 月 日

{共同研究申請者} 様

三重県林業研究所長

共同研究実施通知書

令和 年 月 日付けで申請がありました共同研究については、下記のとおり共同研究として実施することとしましたので通知します。

※1 通常の場合に追加

なお、共同研究の実施にあたっては、両者協議の上、共同研究契約を締結することとなりますので、申し添えます。

※2 条件付き採択の場合に追加

なお、共同研究契約の締結にあたり下記の条件を了解する場合は共同研究契約を締結することとなりますので、申し添えます。

記

1 研究課題名

2 研究期間 共同研究契約締結日から令和 年 月 日

※3 複数年度にわたる研究期間を承認した場合に追加

なお、共同研究契約は、各年度において締結することとなります。

3 研究内容

4 研究の経費

5 共同研究契約の締結にあたる条件 (※2 条件付き採択の場合に追加)

例) ××について成分データ提出をすること。及びその安全性が確認されること。

問い合わせ先

三重県林業研究所

担当者氏名

電話:

(様式第5号)

第 号
令和 年 月 日

{共同研究申請者} 様

三重県林業研究所長

共同研究不採択通知書

令和 年 月 日付けで申請がありました共同研究については、下記の理由により実施しないこととしましたので通知します。

記

不採択の理由

問い合わせ先
三重県林業研究所
研究課
担当者氏名
電話：

(様式第6号)

共同研究契約書

三重県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項に従い共同研究の実施及び成果の取り扱いに関する契約を締結する。

(共同研究)

第1条 甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

- (1) 研究課題
- (2) 研究目的
- (3) 研究内容

(研究期間)

第2条 本共同研究の実施期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(実施場所)

第3条 共同研究の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇に関する研究 〇〇市〇〇町〇〇番地（甲の研究所等）
- (2) 〇〇に関する研究 〇〇市〇〇町〇〇番地（乙の施設等）

(共同研究の分担及び管理)

第4条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる研究を分担する。

- 2 甲及び乙は、それぞれ分担した研究についての管理を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、別表第2に掲げる研究員を当該共同研究に参加させるとともに、甲及び乙の所有する施設、機器類をこれらの研究員に使用させることができる。

(共同研究に要する経費)

第5条 甲及び乙は、原則として、それぞれ前条第1項の規定による、分担した研究に要する経費を負担する。（研究経費の負担がある場合には、以下を追加する。「ただし、乙は甲の負担すべき経費の全部あるいは一部を負担することができる。」）

- 2 前項に規定する経費の予定額は、別表第3-1及び別表第3-2のとおりとする。（前項の規定により研究経費の負担がある場合には、「ただし、別表第3-1に示す甲の経費予定額のうち〇〇円を乙が負担することとする。」）
- 3 乙が甲に対して経費を納入する場合は、乙は、甲が定める期日までに甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

(資材等の管理)

第6条 甲及び甲に属する研究員は、乙が甲に提供した資材等について、本共同研究が終

了するまで、受入日、受入数量及び使用数量等を記録し適切に管理するものとする。

2 前項の規定は、乙及び乙に属する研究員について準用する。

(共同研究の中止及び変更)

第7条 甲又は乙は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、別様式第1号により甲、乙協議のうえ、本共同研究を中止することができる。この場合において、甲又は乙は、乙又は甲が受けた一切の損害について賠償する責を負わないものとする。

2 甲及び乙は、本契約書の内容に変更が生じた場合には、別紙様式第2号により甲、乙協議のうえ、共同研究変更契約を締結できるものとする。

(協力)

第8条 甲及び乙は、相手方が本共同研究を円滑に推進するために必要な資料、既に知り得た技術知見、並びに相手方から提供を受けた資材等の成分及び製造方法等の提出を求めたときは、誠意を持ってこれに協力するものとする。

(研究の報告)

第9条 甲及び乙は、第2条に定める共同研究の実施期間終了後1ヶ月以内又は令和〇年3月31日のいずれか早い時期までに、三重県林業研究実施要領第15条2項で定める共同研究報告書を作成し相互に報告しなければならない。共同研究報告書の内容は、甲乙相互に内容を協議したうえで、分担した研究の内容及び結果、並びに研究に要した経費を記載するものとする。

2 甲及び乙は、共同研究報告書はあらかじめ相手方の承認を得ることなく公開できるものとする。

(研究の遅延)

第10条 甲又は乙は、本契約に定める研究期間内に研究が完了できない場合には、乙又は甲に遅延の理由、終了時期を示し、その取り扱いを別紙様式3号により協議するものとする。

(研究費及び資材等の返還)

第11条 第7条の規定により本共同研究が中止された場合、又は第18条の規定により本契約が解除された場合において、第5条第2項の規定により乙が甲に支払った研究経費に不要が生じた場合、甲は、不要額に応じて乙に返還するものとする。

2 甲または乙は、本共同研究終了後、相手方から提供を受けた資材等を返還するものとする。ただし、相手方の承認を得た場合は、この限りではない。

(権利の帰属及び出願等)

第12条 甲又は乙は、甲に属する研究員又は乙に属する研究員が、共同研究の実施に伴い発明が生じた場合は、速やかに乙又は甲に通知しなければならない。

2 甲又は乙は、甲又は乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、単独で発明を行った

ときは、あらかじめ相手方の同意を得て、単独で特許の出願ができる。

- 3 甲に属する研究員及び乙に属する研究員が共同して発明を行ったときは、甲は甲に属する研究員から当該権利を承継し、甲及び乙が共同して出願（以下「共同出願」という。）するものとする。この場合において、乙は共同研究を始めるにあたって、職務発明等に関する規程を定め、あるいはそれに類するもので権利関係を明確にしておくこととする。
- 4 前項に規定する共同出願を行おうとするときは、当該特許に係る甲及び乙の持分を協議して定め、別途共同出願契約を締結するものとする。
- 5 甲は、当該発明に係る特許を受ける権利を乙から承継した場合は、第3項の規定に関わらず、単独で出願することができる。

（共有特許の実施及び費用負担）

- 第13条 甲及び乙は、前条第3項により共同出願するときは、当該特許の実施について協議のうえ、共同出願した日から5年間を限度とする期間を定めて、次の一つを選択するものとする。
- 一 共同研究者以外の者（以下「第三者」という。）への実施権の付与の禁止
 - 二 第三者への実施権の付与の保留
 - 三 第三者への実施権の付与の同意
- 2 乙は、前項第一号を選択したときは、出願に係る費用及び前項で定めた期間に係る特許料等（以下「出願等費用」という。）を全額負担しなければならない。
 - 3 乙は、第1項第二号を選択したときは、出願等費用を全額負担しなければならない。この場合において、第三者への実施権の付与の可否については、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。
 - 4 甲及び乙は、乙が第1項第三号を選択したときは、前条第4項で定める持分に応じて出願等費用を負担するものとする。
 - 5 乙は、共同出願した発明に係る共有の特許を受ける権利又は特許権（以下「共有特許権」という。）を実施するときは、甲と別に定める実施契約書を締結するとともに、前条第4項で定める持分に応じて甲に対し実施料を支払わなければならない。
 - 6 甲及び乙は、乙が第1項第一号を選択したときを除き、実施料等について協議して定め、たうえて、共有特許権を第三者に実施させることができる。この場合において、前条第4項で定める持分に応じて、三重県林業研究所及び共同研究者に第三者が支払う実施料を配分するものとする。

（単独による実施許諾）

- 第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条に関わらず、事前に乙に通知したうえて、単独で第三者に共有特許の実施を許諾できる。
- 一 当該共有特許の実施を制限することが公共の利益を著しく損なう恐れがあると認められるとき。
 - 二 乙が、一定の期間、当該共有特許を実施しないとき。
 - 三 共有特許を第三者に実施させる場合、乙の指定する実施料が公共の利益を著しく損なう恐れがあると認められるとき。

(研究成果の公表等)

- 第15条 甲又は乙は、第2条に定める共同研究の実施期間中において、研究成果を公表しようとするときは、あらかじめ、乙又は甲と協議するものとする。
- 2 甲又は乙は、共同研究の終了後に、論文等により研究成果を公表できる。ただし、甲は、乙と協議のうえ、公にすることにより乙の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものは、公表を控えることとする。
- 3 甲は、第13条第6項の規定により、第三者に対し実施許諾をするときは、前項ただし書きの規定にかかわらず、実施許諾を受ける第三者に必要な研究成果を公開することができる。
- 4 甲又は乙は、相手方の作成した共同研究報告書に記載されていない研究成果等について公表しようとするときは、あらかじめ相手方の承認を必要とするものとする。

(秘密の保持)

- 第16条 甲及び乙は、共同研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受けた情報、又は相手方より知り得た技術上若しくは営業上の情報について、相手方の書面による事前の同意なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- 一 相手方から知得した時点で既に公知となっている情報、又は相手方から知得した後自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
 - 二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
 - 三 相手方から知得した時点で既に保有していた情報であるもの
 - 四 相手方から知得した情報によらないで独自に開発したことが書面により立証できる情報であるもの
 - 五 法令又は裁判所の命令により開示を義務づけられている情報であるもの
 - 六 三重県林業研究所共同研究実施要領第4条に定める公募要領において、公表とした情報であるもの

(情報公開)

- 第17条 共同研究報告書以外の文書等の公開は、前条の規定に関わらず三重県情報公開条例（平成11年三重県条例42号）に定めるところとする。

(契約の解除)

- 第18条 甲及び乙は、相手方の責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を相手方が履行しないときは、この契約を解除することができる。

(産業廃棄物に係る共同研究の取扱)

- 第19条 産業廃棄物に関連する共同研究においては、他の条項に加えて、次の各号を適用するものとする。
- 一 甲又は乙が所有又は管理しない土地等を使用して行う研究は実施しないものとする。

ただし、食品由来廃棄物等で安全性に合理的理由のある場合を除く。

二 乙は、第2条に定める共同研究の実施期間中において、研究対象とする産業廃棄物に関する成分及び製造方法等の情報について、甲が乙に求めた場合は、これらに関する情報を提出しなければならない。この場合において、必要となる費用は乙の負担とする。

三 甲及び乙は、共同研究において生じた成果物又は生産物を商品として流通させないものとする。ただし、食品由来廃棄物等で安全性に合理的理由のある場合を除く。

(準用)

第20条 第12条から第14条までの規定は、実用新案権を受ける権利及び実用新案権、意匠登録を受ける権利及び意匠権、育成者権を受ける権利及び育成者権について準用する。

(協議)

第21条 この契約に定めるもののほか、本共同研究の実施に関し必要な事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 印

(乙) 所在地
事業所名
代表者名 印

別表第 1

担当する研究課題	担当する研究課題の概要	分 担	
		甲	乙

別表第 2

	担当する研究課題	所属名	職名	氏 名
甲				
乙				

別表第 3 - 1 甲が担当する研究課題の経費予定額

(単位：円)

経費（支出科目の区分）	予定額	積算基礎
合 計		

別表第 3 - 2 乙が担当する研究課題の経費予定額

(単位：円)

経費（支出科目の区分）	予定額	積算基礎
合 計		

共同研究中止協議書

第 号
令和 年 月 日

甲または乙 様

所在地
氏名 乙または甲

令和 年 月 日付け契約の令和 年三重県林業研究所共同研究に係る共同研究について、下記により中止したいので、共同研究契約書第7条1項の規定に基づき協議します。

記

- 1 共同研究の中止の理由

- 2 中止しようとする以前の研究実施状況
 - ア 研究について
 - イ 経費について

経費支出状況

経費の区分	〇月〇日現在支出済額	残額	支出予定額	中止に伴う不要額	備考

- 3 中止後の措置
 - ア 研究について
 - イ 経費について
 - ウ 経費支出予定明細

経費の区分	支出予定額	算出基礎 (名称、数量、単価、金額)

別紙様式第2号

共同研究変更協議書

第 号

令和 年 月 日

甲または乙 様

所在地

氏名 乙または甲

令和 年 月 日付け契約の令和 年三重県林業研究所共同研究に係る共同研究について、下記により変更したいので、共同研究契約書第7条2項の規定により協議します。

記

1 変更の理由

2 変更する研究内容

3 変更経費区分

* ;記載方法は、別に定める場合を除き、別表3-1及び別表3-2を準用し、当初と変更後を明確に区分すること。

別紙様式第3号

共同研究遅延協議書

第 号
令和 年 月 日

甲または乙 様

所在地
氏名 乙または甲

令和 年 月 日付け契約の令和 年三重県林業研究所共同研究に係る共同研究について、下記により遅延となるので、共同研究契約書第10条の規定により協議します。

記

1 遅延の理由

2 終了する年月日

(様式第7号)

共同研究変更契約書

三重県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日に締結した「〇〇に関する研究」に関する共同研究契約（以下「原契約」という。）の一部を次のように改める。

第〇条中の「 」を「 」に改める。

以上のとおり原契約の一部を変更する契約を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 印

乙 住所
事業所名
代表者名 印

(様式第8号)

共同研究報告書

令和 年 月 日

三重県林業研究所長 様
(又は乙の共同研究契約締結者)

事業所所在地
事業所名
代表者名
(又は三重県林業研究所長)

令和 年 月 日付け共同研究契約により実施した共同研究の結果を下記のとおり報告
します。

記

1 研究課題名

2 研究期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

3 共同研究報告内容 別紙のとおり

4 研究経費の実績 別表のとおり

※共同研究者が研究所の研究経費を負担した場合で、研究所から共同研究者へ報告する場
合のみ追加

別表 研究経費の実績

経 費	決 算 額 (円)	支 出 明 細
(共同研究契約書に記載さ れている費目)		
合 計		

(様式第9号)

共同出願契約書

三重県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の職員及び乙の従業員が共同して発明を行った「（発明の名称を記入する。）」（以下「本発明」という。）について、共同で特許を出願するため、次のとおり契約を締結するものとする。

(発明者)

第1条 甲及び乙は、本発明の発明者が、甲に属する職員である〇〇〇〇と乙の従業員である〇〇〇〇の〇名であることを確認する。

(特許権の共有及び持分)

第2条 甲及び乙は、本発明に係る特許を受ける権利及び設定登録後の特許権（以下「特許権等」という。）を共有するものとし、その持分は甲〇％、乙〇％とする。

(出願及び登録手続き)

第3条 甲は、本発明の特許出願及びこれに付随する手続並びに特許権等の維持保全の手続を行うものとし、その経過を遅滞なく乙に通知するものとする。

2 甲は、特許庁に書類を提出するときは、事前に乙の同意を必要とする。

3 甲は、甲が特許庁へ書類を提出したとき及び特許庁から書類を受領したときは、その都度速やかに当該書類の写しを乙に送付するものとする。

(費用負担)

<乙以外の者への実施権付与を禁止又は保留する場合>

第4条 乙は、前条に規定する手続きに要する出願費及び特許料など一切の費用（以下「出願費等」という。）を第2条に定める持分に関わらず、全額負担するものとする。

2 乙は、出願費等を負担しないときは、当該権利に係る自己の持分を甲に譲渡する旨の「譲渡証書」を、甲に提出しなければならない。

<乙以外の者への実施権付与を同意する場合>

第4条 甲及び乙は、前条に規定する手続きに要する出願費及び特許料など一切の費用（以下「出願費等」という。）を第2条に定める持分に応じて負担するものとする。

2 乙は、出願費等を負担しないときは、当該権利に係る自己の持分を甲に譲渡する旨の「譲渡証書」を、甲に提出しなければならない。

(第三者との紛争)

第5条 甲及び乙は、本発明に係る特許出願に関して第三者との間に紛争があったときは、遅滞なく甲乙相互に通知し、互いに協力してこれに対処するものとする。

(機密保持)

第6条 甲及び乙は、本発明に関する技術的知識、経験及び資料等について機密保持の責を負うものとする。ただし、事前に他の共有者の了解を書面により得た場合、又は本発明の内容が出願公開若しくは第三者の発表によって公知になった場合はこの限りでない。

(実施契約)

第7条 乙は、本発明を実施しようとするときは、事前に甲と実施契約を締結するものとする。この場合において、乙は、実施契約で定める実施料を甲に対し支払わなければならない。

(第三者への実施許諾)

<乙以外の者への実施権付与を禁止する場合>

第8条 甲及び乙は、本発明の特許出願が行われてから〇年間（最長5年間）において、第三者への特許権等の実施を行わないことを確認する。ただし、甲は、特許権等の実施を制限することが公共の利益を著しく損なう恐れがあると認められるときは、事前に乙に通知のうえ、単独で第三者に特許権等の実施を許諾することができる。

2 前項により第三者から徴収する実施料は、持分に応じて甲及び乙に帰属するものとする。

3 甲及び乙は、第1項に定める期間が経過した後の第三者への特許権等の実施について、協議のうえ定めるものとする。

<乙以外の者への実施権付与を保留する場合>

第8条 甲及び乙は、本発明の特許出願が行われてから〇年間（最長5年間）において、第三者への特許権等の実施の許諾及び第三者から徴収する実施料について協議のうえ、第三者に特許権等の実施を許諾することができる。ただし、甲は、特許権等の実施を制限することが公共の利益を著しく損なう恐れがあると認められるとき、又は乙の指定する実施料が公共の利益を著しく損なう恐れがあると認められるときは、事前に乙に通知のうえ、単独で第三者から徴収する実施料を定め、特許権の実施を許諾することができる。

2 前項により第三者から徴収する実施料は、持分に応じて甲及び乙に帰属するものとする。

3 甲及び乙は、第1項に定める期間が経過した後の第三者への特許権等の実施について、協議のうえ定めるものとする。

<乙以外の者への実施権付与を同意する場合>

第8条 甲及び乙は、本発明の特許出願が行われてから〇年間（最長5年間）において、第三者から徴収する実施料について協議のうえ、第三者に特許権等の実施を許諾することができる。ただし、甲は、乙の指定する実施料が公共の利益を著しく損なう恐れがあると認められるときは、事前に乙に通知のうえ、単独で第三者から徴収する実施料を決定することができる。

2 前項により第三者から徴収する実施料は、持分に応じて甲及び乙に帰属するものとする。

3 甲及び乙は、第1項に定める期間が経過した後の第三者への特許権等の実施について、

協議のうえ定めるものとする。

(権利の譲渡)

第9条 甲及び乙は、特許権等について、相手方の書面による同意を得て、第三者に対し自らの持分を譲渡し又担保に供することができる。

(権利侵害の防止)

第10条 甲及び乙は、特許権等の権利侵害防止について、協力してこれに対処するものとする。

(改良発明等)

第11条 甲及び乙は、本発明の改良発明又は関連発明をなし、これについて特許又は実用新案の登録出願をしようとするときは、その内容を相手方に文書で事前に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項による通知があったときは、その都度協議してそれらの発明又は考案の帰属及びその他の取扱について定めるものとする。

(外国出願)

第12条 甲及び乙は、本発明について外国出願を行おうとする場合は、別途協議のうえ、その取扱を定めるものとする。

(出願変更)

第13条 甲及び乙は、本発明の特許出願を実用新案登録出願に変更したときは、本契約中の「発明」を「考案」に、また「特許」を「実用新案」にそれぞれ読み替えるものとする。

(契約の有効期間)

第14条 本契約の有効期間は、本契約の締結日から特許権等の存続期間満了日までとする。ただし、次の各号に該当したときは、その該当する日に終了するものとする。

- 一 本発明の特許出願が取り下げられた（取り下げたものとみなされる場合を含む）とき。
- 二 本発明の特許出願のすべてについて拒絶の査定又は審決が確定したとき。
- 三 本発明に基づいて取得した特許の無効の審決が確定したとき。
- 四 甲又は乙が本発明に基づいて得た特許権の持分を放棄したとき。

(協議)

第15条 甲及び乙は、本契約に規定のない事項または本契約の規定に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 印

(乙) 所在地
事業所名
代表者名 印

(様式第10号)

共同研究要領等適用除外説明書

事業担当者：林業研究所 研究課

(1) 研究事業名	
(2) 研究課題名	
(3) 共同研究機関名 共同研究者所属及 び氏名	
(4) 研究事業の全体 計画	
(5) 共同研究者が行 う研究内容	
(6) 研究事業全体に おける共同研究者 の役割	
(7) 共同研究者の選 定理由	
(8) 適用除外の理由	
(9) 共同研究実施上 の想定されるリク ス、提供を受ける 資材等の安全性	
(10) その他特記事項	

(4), (5), (6)については説明する既存資料、補足資料を添付すること。